

特定非営利活動法人 和有会 役員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人和有会の役員の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(総会及び理事会の出席)

第 3 条 役員が総会及び理事会に出席したときは、別表 1 記載の金額を上限として報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事の報酬)

第 4 条 理事長が総会及び理事会の出席以外で法人及び事業所の運営のためにその業務にあたった場合は、別表 2 記載の金額を上限として報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が総会及び理事会の出席以外で法人及び事業所の運営のために理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 2 記載の金額を上限として報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第 5 条 監事が総会の出席以外で法人及び事業所の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表 2 記載の金額を上限として報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第 6 条 役員が法人業務のため出張する場合は、別表 3 記載の金額を上限として報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

- 3 業務遂行に必要な経費を実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は、実情を考慮し増額することができる。
- 5 旅費等は、原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第 7 条 事業所の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第 8 条 この規程を改正する必要が生じた場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成 23 年 5 月 22 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

名称	報酬	実費弁償費
総会等出席報酬等	5,000円	2,000円

別表 2 (第 4 条及び第 5 条関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	8,000円	2,000円
理事業務報酬等	8,000円	2,000円
監事監査指導報酬等	10,000円	2,000円

別表 3 (第 6 条関係)

名称	報酬	旅費
報酬及び旅費	10,000円	実費相当